

地域包括ケア総合推進・支援事業実施要領【本庁分】

1 目的

本事業は、団塊世代が全員 75 歳以上を迎える 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域の多様な資源を活用しながら、市町村が実施する地域支援事業が効果的に展開されるよう各種事業の企画・運営を支援するもの。

2 実施主体

実施主体は、長寿社会政策課とする。

3 支援対象

(1) 仙台市

(2) 諸事情により保健福祉事務所が管内市町村への支援が困難な場合において、当該保健福祉事務所管内の市町村を支援対象とする。

4 支援の対象となる市町村事業

支援の対象となる市町村事業は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 包括的支援事業

但し、認知症施策及び権利擁護に関することは除く。

(3) 任意事業

5 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とし、地域の実情に応じ柔軟に実施することとする。

(1) 市町村へのアドバイザー派遣

市町村事業の企画・運営支援のための派遣及び市町村が実施する研修会への講師派遣

(2) 市町村及び専門職、事業所（地域包括支援センター含む）、住民等を対象とした研修会等の開催

(3) 市町村及び専門職、事業所（地域包括支援センター含む）、住民等を対象とした連絡会等の開催

(4) その他必要と認められる支援

附 則

1 この要領は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

2 介護予防のための地域ケア個別会議支援に係る市町村広域アドバイザー派遣実施要領（平成 30 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

地域包括ケア総合推進・支援事業実施要領【保健福祉事務所分】

1 目的

本事業は、団塊世代が全員 75 歳以上を迎える 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域の多様な資源を活用しながら、市町村が実施する地域支援事業が効果的に展開されるよう各種事業の企画・運営を支援するもの。

2 実施主体

実施主体は、各保健福祉事務所とする。

3 支援の対象となる市町村事業

支援の対象となる市町村事業は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 包括的支援事業

但し、認知症施策及び権利擁護に関することは除く。

(3) 任意事業

4 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とし、地域の実情に応じ柔軟に実施することとする。

(1) 市町村へのアドバイザー派遣

市町村事業の企画・運営支援のための派遣及び市町村が実施する研修会への講師派遣

(2) 管内の市町村及び専門職、事業所（地域包括支援センター含む）、住民等を対象とした研修会等の開催

(3) 管内の市町村及び専門職、事業所（地域包括支援センター含む）、住民等を対象とした連絡会等の開催

(4) その他必要と認められる支援

5 経費の負担

各保健福祉事務所で実施する事業に係る経費については、項目別に所要額を計上し、別紙様式 1 により長寿社会政策課に報告するものとする。

保健福祉事務所からの報告を基に、長寿社会政策課から必要額を令達する。

(1) 報償費：アドバイザーに対する謝金

(2) 旅費：アドバイザー派遣、先進地視察、研修会参加等に要する交通費等

(3) 需用費（食糧費以外）：資料作成等に要する事務費、支援に要する公用車の燃料費等

(4) 役務費：市町村やアドバイザーとの連絡調整及び通知等に要する経費

6 実施状況の報告

保健福祉事務所が経費を支出したものについては、別紙様式 2 により当該実施年度の 3 月末日までに長寿社会政策課宛に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 地域包括ケア総合推進・支援事業（旧介護予防に関する事業評価・市町村支援事業）実施要領【保健福祉事務所分】（令和 2 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 地域包括ケア総合推進・支援事業（旧地域課題解決支援事業）実施要領（平成 26 年 6 月 24 日施行）は、廃止する。
- 4 地域包括ケア総合推進・支援事業（地域包括ケア普及啓発事業）実施要領（平成 26 年 5 月 30 日施行）は、廃止する。